

第32号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号イ中「1,100円」を「1,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。